## 著作権に関する規定

第1条	本規定は、獨協大学情報学研究所(以下,本研究所)所長が有する著作権に ついて定めることを目的とする。
第2条	対象とする著作物には次のものがある。
	論文誌『情報学研究』に掲載された著作物 (特段の定めのある場合を除く)
	ニューズレターに掲載された著作物
=======================================	その他本研究所が定めたもの
第3条	本研究所所長は第 2 条で定めた著作物に対して、著作権法に定める次の権利 を有する。
	複製権
	公衆送信・伝達権
第4条	本研究所所長が交代した場合は,第2条に規定する著作物に対する第3条に 規定する権利は,無条件に新所長に譲渡されるものとする。
第5条	第2条の著作物の著作者は、本研究所所長との間で、その著作権を第3条に 定める範囲で譲渡する契約を締結する。ただし、第2条第1号の特段の定め がある場合は、この限りではない。
第6条	本研究所所長が第3条に基づき著作権を有する著作物に関して,同条に規定する範囲で利用を希望する者は,あらかじめ本研究所所長の許諾を得なければならない。
2.	前項の許諾に関するガイドラインは,情報学研究所運営委員会において別に 定める。
附則	
1	この規定は 2011 年 6 月 15 日情報学研究所運営委員会において決定し、即日施行する。